

## マイナンバーカードが“健康保険証”として利用できるようになります

●お問い合わせ 【マイナポイント】企画調整課

☎76-3807

【マイナンバーカード・マイキーID設定支援】住民課 ☎76-3802

マイナンバーカードが令和3年3月から健康保険証として利用できるようになる予定です。マイナンバーカードをお持ちの方は利用申込みを、まだお持ちでない方はますます便利になるマイナンバーカードをぜひ取得してご利用ください。



### 1 医療機関や薬局での使い方は簡単!

マイナンバーカードを医療機関や薬局の受付にある顔認証付きカードリーダーにかざすだけです。

#### 1 マイナンバーカードをカードリーダーにかざす



カードの顔写真を機器で確認します。  
※顔写真は機器に保存されません

#### 2 オンラインであなたの医療保険資格を確認

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

### 2 順次、利用できる便利な機能が増えていきます

#### 現在

- ・マイナポータルで、利用申込受付中です

#### 2021年3月(予定)から

- ・医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能になります
- ・マイナポータルで、順次特定健診情報の閲覧が可能になります

#### 2021年10月(予定)から

- ・マイナポータルで、薬剤情報・医療費情報の閲覧が可能になります

#### 2021年分所得税の確定申告(予定)から

- ・確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療情報を自動入力することが可能になります



### 3 健康保険証として利用すると、いいことがたくさん！

就職・転職・引越をしても  
健康保険証として  
ずっと使えます

※医療保険者への加入の届出は引き続き必要



あなたが同意をすれば、  
初めての医療機関でも、  
今までに使った正確な薬の  
情報が医師等と  
共有できます



マイナポータルで、  
ご自身の特定健診情報や  
薬剤情報・医療費情報を見ることが  
できます



マイナポータルを通して  
医療費情報の自動入力で、  
確定申告の医療費控除が  
簡単になります



限度額適用認定証がなくても  
高額医療費制度における  
限度額以上の支払いが  
免除されます



この他にも、  
いいことたくさん！



▲マイナポータルサイト  
(保険証利用紹介ページ)

### 4 申込みも簡単！マイナンバーカードをお持ちの方は今すぐ申込可能です

#### ☑ まずは必要なものをチェック



- ① 申込者本人のマイナンバーカード  
+ あらかじめ市区町村窓口で設定した  
暗証番号 (数字4桁)
- ② マイナンバーカード読み取り対応のスマホ  
(またはパソコン+ICカードリーダー)
- ③ 『マイナポータルAP』のインストール

#### マイナンバーカード交付窓口開設日

平日の業務時間内に『マイナンバーカード』の申請 (新たに申請する方のみ) 及び  
交付に来られない方のために、交付窓口を  
開設いたします。ぜひご利用ください。

- ところ 住民課 (役場1階)
- と き

日 程	時 間
1月 12日 (火) 21日 (木)	午後5時 ～ 午後7時
2月 9日 (火) 25日 (木)	
3月 9日 (火) 25日 (木)	午後7時

※システムの保守作業等で日程が変更になる  
場合がありますので、希望される方は事前  
にご確認をお願いいたします。

#### 利用申込方法

パソコンやスマホのブラウザで「マイナポータル」  
と検索するかQRコードを読み取り、手順に従っ  
て利用申込みをしてください。



▲マイナポータル  
サイト

ここをクリック！

# 冬場の感染対策のポイント

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

空気が乾燥する冬場はウイルスを含む飛沫が遠くまで飛びやすく、空気中に長く浮遊します。さらに暖房をいれるため密閉状態になりやすい等感染リスクが高まると言われています。

以下を参考に、引き続き感染対策に取り組みましょう。

## ●●● 家庭や自分でできる感染対策 ●●●

### 1 こまめな手洗い と手指消毒

- ・手洗いは、石けんを使って20秒以上



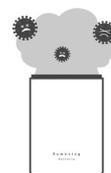
### 2 こまめな換気

- ・1時間に5～10分程度の換気
- ・換気扇などによる常時換気



### 3 適度な保湿

- ・加湿器の使用や洗濯物の部屋干し
- ・室温18度以上、湿度40%以上を目安に



## ●●● 食事をするときの感染対策 ●●●

### 4 飲酒をするときは

- ①少人数で短時間
- ②なるべく普段一緒にいる人と
- ③深酒やはしご酒はひかえ適度な酒量で



### 5 座席の配置を工夫

- ・座席の配置は正面や真横は避け、斜め向かいに座る



### 6 お酌は避け、 回し飲みはしない

### 7 箸やコップは 一人ひとりで

### 8 大皿は避けて 料理は個々に

### 9 飲食中も会話をする ときはマスクを着用

みんなで感染対策を



## 発熱や風邪などの症状があるときの受診方法

- 「かかりつけ医など身近な医療機関」に電話で相談のうえ受診してください。
- かかりつけ医がない場合、診療時間外の場合

受診相談センター (24時間対応)

☎097-506-2755



# 令和3年度九重町会計年度任用職員を募集します！

●お問い合わせ 総務課 ☎76-3800

- 任用予定期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 勤務労働条件等
  - 休暇 年次有給休暇及び特別休暇
  - 通勤手当 通勤距離に応じて支給
  - 賞与 6月、12月の年2回支給
  - その他 社会保険、厚生年金、雇用保険等に参加
  - ※制度の変更等により給与の変動が生じる場合があります



▲九重町 HP  
(募集要項等)

- 募集職種 (年齢要件：令和3年4月1日現在、満18歳以上)

職種	賃金 (月額)	勤務先	勤務時間等 (祝日及び年末年始除く)	提出
一般事務職	127,248円～	役場庁舎内、隣保館、保健福祉センター、飯田ふれあい交流センター、こども園	【月曜日～金曜日】 午前8時30分～午後4時 一般行政事務職は、午前8時30分～午後5時までの間（連続する7時間30分、うち45分休憩）のなかで一部上記時間以外あり	①
一般事務職（障がい）	127,248円～			
消費生活相談員	131,167円～			
要保護児童対策専門職	131,167円～			
保健師・看護師	160,100円～			
栄養士	160,100円～			
医療事務	150,600円～	飯田高原診療所	【月曜日～金曜日】 午前8時30分～午後5時 【土曜日】 午前8時30分～午後0時15分	
看護師	160,100円～			
保育教諭	160,100円～	こども園	【月曜日～土曜日】 うち5日間、午前7時30分～午後6時30分までの間 <保育教諭・保健師・看護師・調理員> 連続する8時間30分のうち45分休憩 <子育て支援員> 連続する7時間30分のうち45分休憩 <バス送迎員> 午前7時30分～午後2時30分	②
保健師・看護師	160,100円～			
調理員	146,100円～			
子育て支援員	127,248円～			
バス送迎員	117,822円～			
一般事務職	127,248円～	教育委員会事務局 九重文化センター	【月曜日～金曜日】 午前8時30分～午後4時	③
学校校務支援員	127,248円～	小学校、中学校		
特別支援教育支援員（有資格）	131,167円～			
特別支援教育支援員（無資格）	127,248円～	小学校、中学校		
学校司書	127,248円～			
文化財専門員	139,441円～	九重文化センター		

- 募集期間 令和3年1月4日（月）～2月5日（金）午後5時まで
- 提出書類
  - ・指定の履歴書（総務課、教育振興課、子育て支援課、九重町HPに準備しています）
  - ・資格や条件が必要な職種は、資格を証明する書類の写しを添付してください。
  - ※職種ごとの資格や条件は、募集要項または九重町HPをご確認ください。
- 提出方法 それぞれの提出先に、持参で提出してください。

提出及びお問い合わせ

- ①総務課（役場2階） ☎76-3800
- ②子育て支援課（役場1階） ☎76-3828
- ③教育振興課（役場2階） ☎76-3812

# 固定資産税に関する申告と届出を忘れずに

●お問い合わせ 税務課 ☎76-3803

償却資産は、土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。令和3年1月1日現在、九重町内に償却資産を所有する方は期限内に申告してください。

## 償却資産とは

法人や個人が事業を営むために所有している構築物・機械・器具などを償却資産といいます。

### ●課税対象になる償却資産の例（業種別抜粋）

業 種	資 産 の 名 称
各種業種共通	パソコン、コピー機、エアコン、応接セット、看板、LAN設備など
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機など
小売業	陳列棚、陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）など
飲食業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、サインポールなど
ホテル・旅館業	客室設備（ベッド、家具等）厨房設備、家具調度品、駐車場設備など
農業・林業	ビニールハウス、動力伐採機、乾燥機、パワーショベルなど
電気供給業	太陽光パネル、風車、地熱、バイオマス発電設備、架台（レール）など

※ただし、下記の資産は固定資産税の償却資産の対象になりません。

- ①耐用年数1年未満の資産
- ②取得価額が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの（少額償却資産）
- ③取得価額が10万円以上20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年間で一括して費用処理する資産（一括償却資産）



**提出期限 令和3年2月1日（月）まで**

期限が近くなると混み合いますので、早めの提出にご協力ください。

## 申告について

### ●前年度申告した方

12月中に申告書を送付します。令和2年1月から令和2年12月までの資産の増加や減少を記入し、提出してください。資産に変更がない場合や事業を廃止した場合も申告が必要です。

### ●初めて申告する方

令和3年1月1日現在の資産所有状況（資産の種類、取得価額、取得時期、耐用年数など）について申告書などを作成のうえ、税務課まで提出してください。

### 家屋（固定資産課税対象物件）の取り壊しをされた方へ

- 固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。
- 住宅や工場、物置などの家屋の全部または一部を滅失（取り壊し）したときは、その旨を税務課まで届け出てください。（令和2年1月1日までに滅失登記を行った場合を除く）
- 届出がない場合は、固定資産税が引き続き課税されることがありますので注意してください。

## このえ学園修学旅行の取り組みについて

●お問い合わせ 九重町教育委員会 教育振興課 ☎76-3834

このえ学園小学校の修学旅行はこれまで長崎・熊本方面へ行っていましたが、今年はコロナ感染予防のためバスを増便し、県内への修学旅行と変更しました。今年度は前期の集合学習を中止していたため、町内6小学校の6年生が初めて一堂に会することができました。宇佐市の掩体壕では平和について、風土記の丘では歴史についてなど、様々なことを学習しました。宿泊先の国東市では初めて修学旅行の宿泊を受け入れたということで、大歓迎を受けました！



▼城島高原パーク

▲城井一号掩体壕史跡公園（宇佐市）・風土記の丘・アフリカンサファリ



※中学校の修学旅行は10月に関西方面へ行く予定でしたが、来年5月に延期しました。行先等につきましては、来年度の状況により検討することとしています。

## 冬の健康管理 ー食事編ー

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

年末年始は行事が多く、食生活が乱れがちです。さらに冬の寒さで運動不足が重なると肥満になってしまいます。肥満に血圧、血糖、脂質などの異常が重なった状態をメタボリックシンドロームと言います。この状態を放っておくと、動脈硬化が進行し、脳血管疾患、心臓病、腎不全などの大きな病気を引き起こします。今回は健康に冬を乗り切るための食事のポイントを紹介します。



### 塩分は控えめに

→塩分のとりすぎは高血圧の原因になります。

### 水分補給は積極的に お酒は適量に

→冬は乾燥しやすいので水分補給が重要です。過度の飲酒は逆に脱水を引き起こすことがあります。

### 料理のつくりすぎに注意 自分の分を取り分けて食べる だらだら食べはしない

→つつい食べてしまうのを予防する工夫をしてみましょう。

### 野菜、きのこ、海藻を先に食べよう よく噛んで食べる

→血糖値の上昇をゆるやかにし、満腹感がうまれ食べ過ぎを防ぎます。よく噛むことで満腹感が得られやすくなります。

シリーズ  
『障がい福祉』  
⑥4

## 事前の防災知識や災害支援 ー肢体障がいのある方ー

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

障がいのある方々が災害から身を守るためには、本人の準備だけではなく、家族や地域住民などの周囲の人たちの支援が欠かせません。

障がいのある方々や周囲の支援者が、少なくとも「これはおさえておきたい」という事前の防災知識や災害支援のポイントを紹介します。今回は肢体障がいのある方についてです。

- 肢体障がいは病気やケガなどによって、上肢や下肢などの機能の一部又は全部に障がいがあるため、日常生活に車いすや杖、義足などが必要です。立ったり座ったり、歩くことが困難な人、体にマヒがある人などがいます。

### 普段から気を付けること

- 車いすや杖などの必需品は決まった場所に置きましょう。
- 故障に注意し日頃のメンテナンスを欠かさないことも大切です。
- 安全に避難できるような避難経路を決めておきましょう。工事などによる町並みの変化にも注意しましょう。

### 災害時に気を付けること

- 車いすは手で操作するため落下物から頭を保護することができません。屋外にいるときはなるべく近くの頑丈な建物の中に入りましょう。
- 被害が拡大してから非難するのは困難です。早めの避難を心がけましょう。
- 状況によっては階段や坂道など普段通らない場所も通らざるを得ません。なるべく複数の支援者と行動しましょう。



災害発生時、障がいのある方の安否確認や連絡体制が円滑に取れるよう事前に備えておくことが大切です。次回は「視覚障がいのある方について」をご紹介します。